

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月2日
【会社名】	株式会社ワキタ
【英訳名】	Wakita & Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 脇田 貞二
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目3番20号
【電話番号】	06 - 6449 - 1901(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部本部長 重松 巖
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝一丁目6番10号
【電話番号】	03 - 5439 - 4630
【事務連絡者氏名】	執行役員東京支店長 早崎 均
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 2,876,150,000円 オーバーアロットメントによる売出し 454,500,000円 (注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成24年2月24日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成24年2月24日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社大阪証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社ワキタ 東京支店 (東京都港区芝一丁目6番10号) 株式会社ワキタ 名古屋支店 (名古屋市緑区大高町字寅新田135) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

(注) 1 平成24年3月2日(金)開催の取締役会決議によります。

- 発行数は、平成24年3月2日(金)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集(以下、「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、750,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケット株式会社当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 一般募集とは別に、平成24年3月2日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする当社普通株式750,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。)を行うことを決議しております。
- 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成24年3月12日（月）から平成24年3月15日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集（自己株式の処分）	5,000,000株	2,876,150,000	-
計（総発行株式）	5,000,000株	2,876,150,000	-

（注）1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

4 発行価額の総額は、平成24年2月24日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2（発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。）	未定 （注）1、2	- （注）3	1,000株	自平成24年3月16日（金） 至平成24年3月19日（月） （注）4	1株につき発行価格と同一の金額	平成24年3月23日（金） （注）4

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成24年3月12日（月）から平成24年3月15日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.wakita.co.jp/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
- 4 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成24年3月9日(金)から平成24年3月15日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成24年3月12日(月)から平成24年3月15日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成24年3月12日(月)の場合、申込期間は「自平成24年3月13日(火)至平成24年3月14日(水)」、払込期日は「平成24年3月19日(月)」

発行価格等決定日が平成24年3月13日(火)の場合、申込期間は「自平成24年3月14日(水)至平成24年3月15日(木)」、払込期日は「平成24年3月21日(水)」

発行価格等決定日が平成24年3月14日(水)の場合、申込期間は「自平成24年3月15日(木)至平成24年3月16日(金)」、払込期日は「平成24年3月22日(木)」

発行価格等決定日が平成24年3月15日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成24年3月12日(月)の場合、受渡期日は「平成24年3月21日(水)」

発行価格等決定日が平成24年3月13日(火)の場合、受渡期日は「平成24年3月22日(木)」

発行価格等決定日が平成24年3月14日(水)の場合、受渡期日は「平成24年3月23日(金)」

発行価格等決定日が平成24年3月15日(木)の場合、受渡期日は「平成24年3月26日(月)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 大阪中央支店	大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目8番13号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	4,250,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	500,000株	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	250,000株	
計	-	5,000,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,876,150,000	6,500,000	2,869,650,000

(注) 1 新規発行による手取金の使途とは一般募集に係る手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは一般募集に係る諸費用の概算額であります。

2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成24年2月24日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,869,650,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限430,422,500円と合わせた手取概算額合計上限3,300,072,500円について、全額を平成25年2月末までに、主として東北の各営業拠点向けの建機事業における貸与資産の購入資金に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	750,000株	454,500,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、750,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.wakita.co.jp/>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成24年2月24日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成24年3月16日（金） 至 平成24年3月19日（月） （注）1	1,000株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券キャピタル・ マーケッツ株式会社及 びその委託販売先金融 商品取引業者の本店及 び国内各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、750,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケット株式会社（以下、「大和証券キャピタル・マーケット株式会社」という。）が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、当社は平成24年3月2日（金）開催の取締役会において、一般募集とは別に大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする当社普通株式750,000株の第三者割当による自己株式の処分（本件第三者割当による自己株式の処分）を平成24年4月4日（水）を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当による自己株式の処分について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一とすることを決議しております。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成24年3月30日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券キャピタル・マーケット株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成24年3月12日(月)の場合、「平成24年3月15日(木)から平成24年3月30日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成24年3月13日(火)の場合、「平成24年3月16日(金)から平成24年3月30日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成24年3月14日(水)の場合、「平成24年3月17日(土)から平成24年3月30日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成24年3月15日(木)の場合、「平成24年3月20日(火)から平成24年3月30日(金)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は大和証券キャピタル・マーケット株式会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当による自己株式の処分及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、大和証券キャピタル・マーケット株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社ロゴ  を記載します。

・裏表紙に当社ロゴ  を記載します。

・表紙裏に以下の内容を記載します。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（*2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成24年3月3日（土）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成24年3月12日（月）から平成24年3月15日（木）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2. 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.wakita.co.jp/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

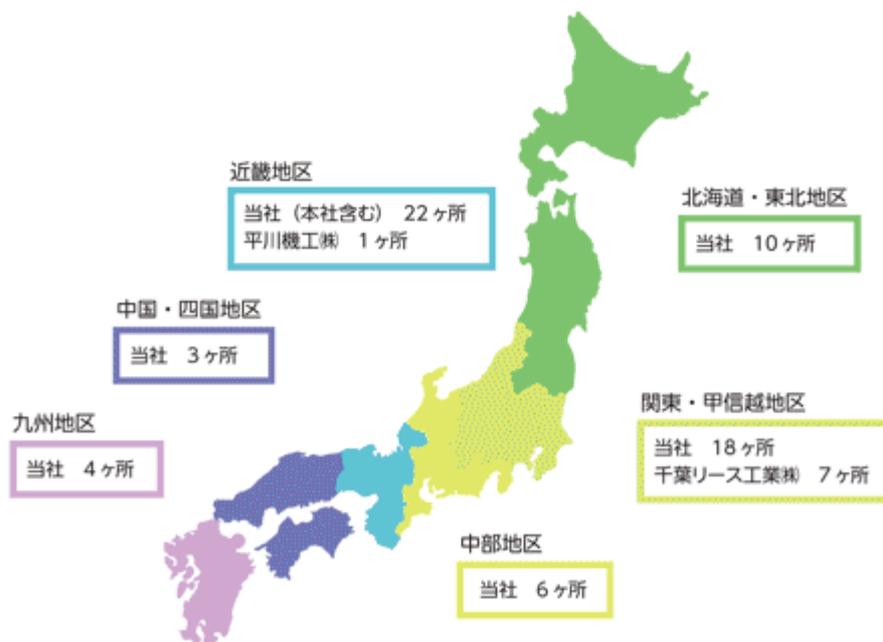
・表紙の次に、以下に掲げる「会社概要」から「業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

会社概要

(平成23年8月31日現在)

商号	株式会社ワキタ(英語表記: Wakita & Co., LTD.)	 <p>本社ビル</p>
本社所在地	大阪市西区江戸堀一丁目3番20号	
資本金	12,208百万円	
発行済株式数	47,841,297株	
株主数	4,337名	
設立	昭和24年5月4日	
代表者	代表取締役社長 脇田 貞二	
株式上場	大阪証券取引所 市場第一部	
証券コード	8125	
従業員数	405名(連結) 351名(単体)	
主な事業内容	【建機事業】 土木・建設機械等の販売及びレンタル 【商事事業】 商業設備、音響機器、遊戯機械、建設資材、住宅設備等の販売 【不動産事業】 不動産(商業用ビル、マンション等)の賃貸、戸建・分譲等の販売	
営業拠点	全国63ヶ所(単体)	
関連会社	連結子会社1社(千葉リース工業株式会社) 非連結子会社2社(平川機工株式会社、有限会社ワキタ)	

当社グループの国内営業拠点



事業概要

WAKITA

当社グループは、平成23年11月30日現在、当社、連結子会社1社及び非連結子会社2社の計4社で構成されており、「建機事業」、「商事事業」及び「不動産事業」の三部門にて事業展開いたしております。各部門の事業概要及び当社子会社の当該事業における位置付けは、以下のとおりであります。

1. 建機事業

土木・建設機械等の販売及びレンタルを行っております。

当社は設立以来、当事業を中心に建設関連商品を総合的に取扱う商社として、また、レンタル業者として事業展開してまいりました。

現在国内55ヶ所の営業拠点（連結子会社である千葉リース工業株式会社の7ヶ所を含む）にて展開しており、お客様のいかなるご要望にも迅速にご対応できるよう、当社グループの総力をあげ建機事業に取り組んでおります。なお、千葉リース工業株式会社は土木・建設機械等のレンタルを行っております。

主な取扱商品



通常型油圧ショベル



発電機



小型発電機（開発商品）



クレーン機能付油圧ショベル



コンプレッサー



ダイヤモンドブレード（開発商品）



超小旋回型油圧ショベル



ダンプカー



水中ポンプ

2. 商事事業

商業設備、音響機器、遊戯機械、建設資材、住宅設備等の販売を行っております。
当事業（旧 映音事業部）は、昭和59年にカラオケ機器を中心とした映像・音響商品の卸販売・賃貸等を行う商事部門として開始したものであり、その後、石材・住宅設備等の卸販売、飲食店業等の商業設備を対象としたファイナンスなど、従来より当社が経営の多角化に取り組んできた業態にて、現在国内13ヶ所の営業拠点にて事業展開いたしております。

主な取扱商品



カラオケ機器



除菌消臭装置



輸入大理石

3. 不動産事業

不動産（商業用ビル、マンション等）の賃貸、戸建・分譲等の販売を行っております。
商業用不動産の賃貸は平成20年に開始した新しい事業であり、関西地区を中心に商業用ビル、マンション等を取得し、主としてその運営による賃貸収入で事業展開いたしております。

主な保有物件



なにわ筋SIAビル



WAKITA 藤村御堂筋ビル



WAKITA 堺筋本町ビル

4. 事業セグメント別売上比率（連結）

（平成23年11月30日現在）



64.9%	■ 建機事業	20,559 百万円
26.4%	■ 商事事業	8,378 百万円
8.7%	■ 不動産事業	2,759 百万円

（注）上記金額には消費税等は含まれておりません。

会社沿革

WAKITA

昭和30年3月	大阪市西区梅本町（現 本田1丁目）において脇田機械工業所を創業。船用機械の販売・修理を開始。
昭和35年3月	資本金200万円の株式会社に改組。商号を脇田機械工業株式会社に変更。産業機械及び船用機械の販売・修理を開始。
昭和37年3月	建設機械等の賃貸事業を開始。
昭和41年6月	東京営業所を開設（昭和44年5月支店昇格）。
昭和42年5月	建設機械等の製造・販売を開始。
昭和42年7月	九州営業所を開設（昭和49年5月支店昇格）。
昭和43年7月	名古屋営業所を開設（昭和55年9月支店昇格）。
昭和44年3月	仙台営業所を開設（昭和53年3月支店昇格）。
昭和44年5月	大阪支店を開設。
昭和45年11月	広島営業所を開設（昭和55年9月支店昇格）。
昭和49年3月	博玉メリヤス株式会社（大阪市東区 資本金100千円）を株式の額面変更を目的として吸収し、商号を株式会社ワキタに変更。
昭和54年10月	大阪証券取引所 市場第二部に上場。
昭和57年9月	滋賀工場を新設。
昭和58年2月	本社事務所を大阪市南区（現 大阪市中央区）に移転。
昭和59年3月	映音事業部を新設。映像・音響機器の販売・賃貸事業を開始。
平成元年8月	大阪証券取引所 市場第一部銘柄に指定。
平成4年4月	営業本部、管理本部を新設。
平成11年3月	映音事業部をシステム事業部に改称。
平成12年2月	本社ビル竣工（大阪市西区江戸堀）。
平成12年3月	登記上の本社を大阪市西区江戸堀に変更。
平成19年3月	千葉リース工業株式会社（千葉県柏市 連結子会社）を千葉県内の営業強化を目的として買収。
平成20年3月	不動産事業本部を新設。
平成23年2月	建設機械等の製造を他社委託等に変更。

業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期 第3四半期 累計額/会計期末
決算年月	平成19年2月	平成20年2月	平成21年2月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月
売上高 (百万円)	—	—	44,518	39,569	40,317	31,697
経常利益 (百万円)	—	—	2,797	2,415	3,032	3,271
当期(四半期)純利益 (百万円)	—	—	1,143	754	1,760	1,611
純資産額 (百万円)	—	—	60,251	60,682	61,945	62,739
総資産額 (百万円)	—	—	75,670	74,502	78,943	82,705
1株当たり純資産額 (円)	—	—	1,485.04	1,496.27	1,527.89	1,547.85
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	26.78	18.60	43.41	39.74
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	79.6	81.4	78.5	75.9
自己資本利益率 (%)	—	—	1.9	1.2	2.9	—
株価収益率 (倍)	—	—	12.3	19.5	9.4	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	3,531	3,720	6,408	4,240
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△413	△3,730	△3,843	△3,967
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△2,540	△1,545	△1,629	△1,582
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高 (百万円)	—	—	13,500	11,943	12,869	11,555
従業員数 [外、平均臨時雇用人員]	(人)	—	444 [120]	414 [125]	402 [129]	395 [148]

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
2 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3 第47期及び第48期については連結財務諸表を作成していないため、主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

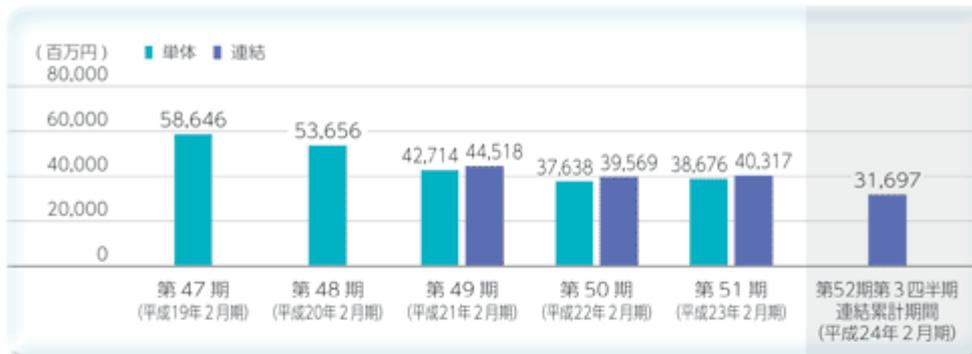
(2) 提出会社の経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期	
決算年月	平成19年2月	平成20年2月	平成21年2月	平成22年2月	平成23年2月	
売上高 (百万円)	58,646	53,656	42,714	37,638	38,676	
経常利益 (百万円)	4,504	3,876	3,033	2,518	3,176	
当期純利益 (百万円)	2,412	2,248	1,286	895	1,804	
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—	
資本金 (百万円)	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208	
発行済株式総数 (千株)	47,841	47,841	47,841	47,841	47,841	
純資産額 (百万円)	62,575	61,571	60,589	61,161	62,469	
総資産額 (百万円)	76,583	76,592	74,956	73,999	78,664	
1株当たり純資産額 (円)	1,451.05	1,428.84	1,493.38	1,508.10	1,540.81	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	23.00 (—)	23.00 (—)	15.00 (—)	15.00 (—)	17.00 (—)	
1株当たり当期純利益金額 (円)	55.93	52.17	30.13	22.09	44.50	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	
自己資本比率 (%)	81.7	80.4	80.8	82.7	79.4	
自己資本利益率 (%)	3.9	3.6	2.1	1.5	2.9	
株価収益率 (倍)	16.63	11.89	11.0	16.4	9.2	
配当性向 (%)	41.1	44.1	49.8	67.9	38.2	
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	734	2,846	—	—	—	
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△5,725	△9,561	—	—	—	
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,275	△1,328	—	—	—	
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	20,706	12,618	—	—	—	
従業員数 [外、平均臨時雇用人員]	(人)	405 [104]	388 [113]	373 [117]	358 [123]	349 [128]

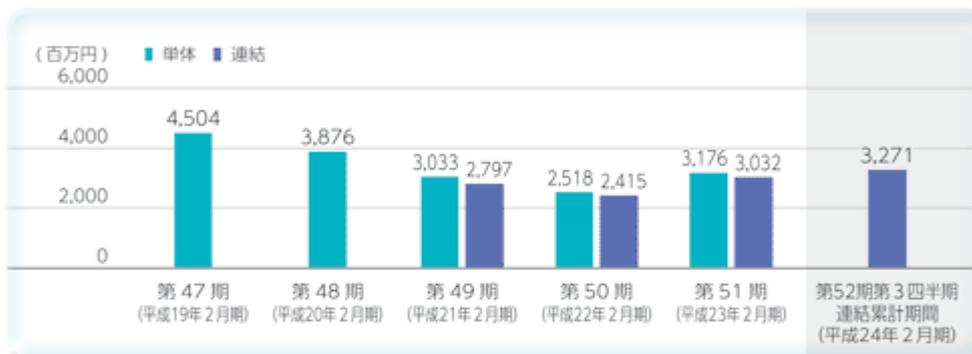
- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
2 持分法を適用した場合の投資利益については、第49期より第51期は連結財務諸表を作成しているため、第47期及び第48期は関連会社がないため記載しておりません。
3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4 第49期より第51期は連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高については記載しておりません。
5 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、第52期第3四半期累計期間の提出会社の経営指標等については記載しておりません。

WAKITA

売上高



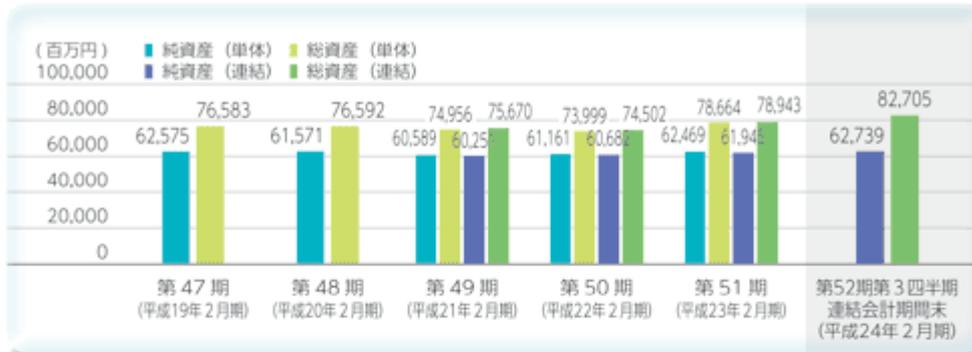
経常利益



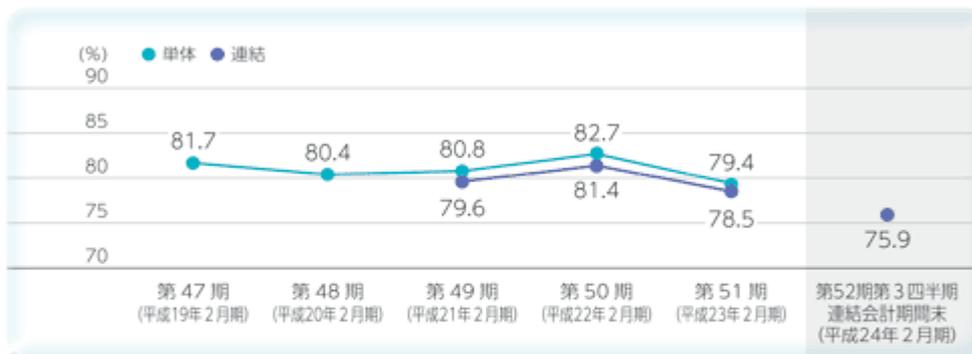
当期(四半期)純利益



純資産額及び総資産額



自己資本比率



1株当たり当期（四半期）純利益

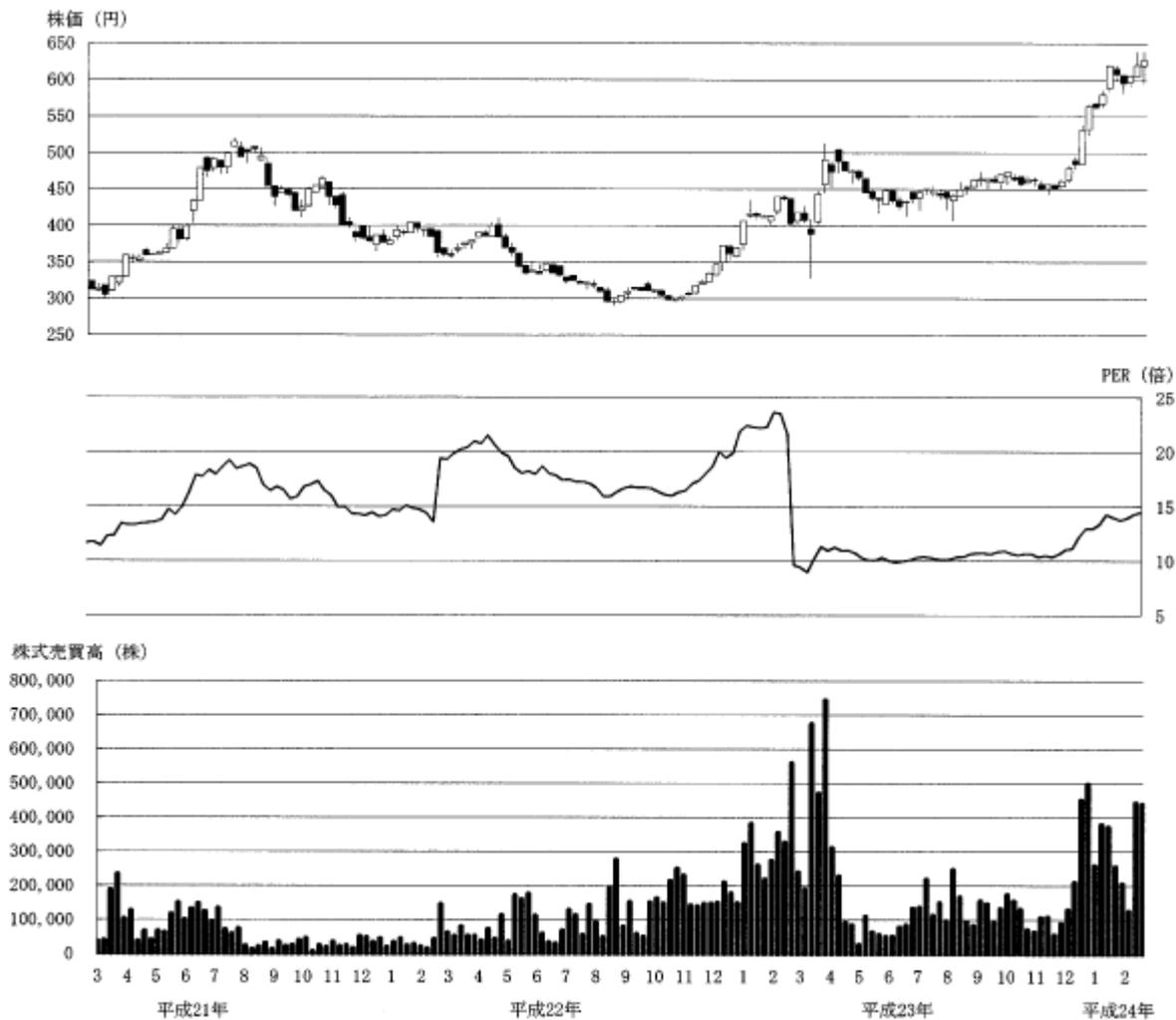


- ・ 第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[株価情報等]

1 株価、P E R 及び株式売買高の推移

平成21年3月2日から平成24年2月24日までの株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



(注) 1 ・ 株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。

- ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。
- ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。

2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

平成21年3月2日から平成22年2月28日については、平成21年2月期有価証券報告書の平成21年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成22年3月1日から平成23年2月28日については、平成22年2月期有価証券報告書の平成22年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年3月1日から平成24年2月24日については、平成23年2月期有価証券報告書の平成23年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 大量保有報告書等の提出状況

平成23年9月2日から平成24年2月24日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第51期事業年度）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（平成24年3月2日）現在、以下のとおりとなっております。

（1）重要な設備の新設等

会社名	事業所名 （所在地）	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了	
提出会社	全社	建機事業	貸与資産	4,000	-	自己資金及び自己株式の処分資金	平成24年 3月	平成25年 2月	- （注）1

（注）1 完成後の増加能力につきましては、貸与資産が多様多岐にわたっており、算定が困難であるため記載しておりません。

2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第51期事業年度）の提出日（平成23年5月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年3月2日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成23年5月30日提出）

1 提出理由

平成23年5月26日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

平成23年5月26日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金17円 総額689,235,981円

第2号議案 定款一部変更の件

公告方法を電子公告に変更する。

社外取締役及び社外監査役として優れた人材が今後容易に招聘できるよう、責任限定契約の規定をそれぞれ新設する。

補欠監査役の選任の効力を4年とし、併せて選任方法に関する規定を新設する。

第3号議案 監査役4名選任の件

向江利安、山本守昭、青木彦藏及び内田肇一の各氏を監査役に選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

上岡 朗氏を補欠監査役に選任する。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役を退任する辻本尚夫氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等については、監査役の協議に一任する。

第6号議案 取締役及び監査役の役員報酬改定の件

取締役の報酬額を年額350百万円以内、監査役の報酬額を年額50百万円以内にそれぞれ改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	30,494	22	0	(注)1	可決 (96.02)
第2号議案	30,501	15	0	(注)2	可決 (96.04)
第3号議案					
向江 利安	29,830	685	0	(注)3	可決 (93.93)
山本 守昭	29,681	834	0		可決 (93.46)
青木 彦藏	30,462	53	0		可決 (95.92)
内田 肇一	29,827	688	0		可決 (93.92)
第4号議案					
上岡 朗	30,322	194	0	(注)3	可決 (95.48)
第5号議案	29,534	324	657	(注)1	可決 (93.00)
第6号議案	30,219	290	7	(注)1	可決 (95.15)

(注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第51期事業年度）及び四半期報告書（第52期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年3月2日）までの間において、変更及び追加すべき事由が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については、_____ 〆で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載された事項を除き本有価証券届出書提出日（平成24年3月2日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グループの経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクは次のようなものがあります。

なお、文中における将来の事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年3月2日）現在において当社グループが判断したものです。

(1) 事業環境について

建機事業は土木・建設機械の取扱いが主なため、公共投資の大幅な削減や経済情勢の急激な変動による民間設備投資の減少により、貸与資産の稼働率の低下や同業者間の価格競争の激化が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

商事事業は設備機器や音響機器の取扱いが主なため、景気下降局面で需要が減少しますと、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

不動産事業は戸建て住宅部門においては、好立地の住宅用分譲地の減少、賃貸部門においては、入居者の減少や経済情勢の変動による賃料値下げなどの要因が賃料収入の減少となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 販売用商品、貸与資産の購入価額の変動について

当社グループは土木・建設機械、商業設備、音響機器等の販売及びレンタルを行っておりますが、これらの資産の市況変動により購入価額が上昇した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 与信リスクについて

当社グループは割賦債権を含む売上債権を有しており、取引先の信用度合による与信限度額を設定し不良債権の発生防止に努めておりますが、取引先の倒産等により貸倒損失が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 有価証券投資による影響について

当社グループが保有する有価証券は、価格変動リスク、信用リスク、為替金利変動リスク、元本毀損リスク等の様々なリスクを包含しており、有価証券の時価の下落等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 固定資産の減損について

当社グループが保有する貸与資産、賃貸不動産、建物、土地及びリース資産等について、今後これら資産の市場価格下落等により資産価値が著しく低下した場合は、必要な減損処理を行う結果として当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日	平成23年5月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第52期 第3四半期)	自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日	平成24年1月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 5月11日

株式会社ワキタ
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士 宮 本 富 雄
代表社員 業務執行社員	公認会計士 廣 瀬 季 永

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワキタの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワキタ及び連結子会社の平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ワキタの平成22年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ワキタが平成22年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 5月12日

株式会社ワキタ
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士 廣 瀬 季 永
代表社員 業務執行社員	公認会計士 前 田 雅 行

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワキタの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワキタ及び連結子会社の平成23年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ワキタの平成23年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ワキタが平成23年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年5月11日

株式会社ワキタ
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	宮本 富雄
代表社員 業務執行社員	公認会計士	廣瀬 季永

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワキタの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワキタの平成22年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月12日

株式会社ワキタ
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	廣 瀬 季 永
代表社員 業務執行社員	公認会計士	前 田 雅 行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワキタの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワキタの平成23年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月 7日

株式会社ワキタ
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 廣 瀬 季 永 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 雅 行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワキタの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ワキタ及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年1月11日

株式会社ワキタ
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 廣瀬 季 永 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 前田 雅 行 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワキタの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年9月1日から平成23年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ワキタ及び連結子会社の平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。